

○学校法人城西大学個人情報の保護に関する規程

平成21年4月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人城西大学及びその設置する大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本学における個人の権利、利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは、次に掲げる者及びそれに関係する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るもののうち、本学が業務上取得又は作成した全ての情報をいう。

(1) 本学における教育を受けている者及び受けようとする者

(2) 過去において本学における教育を受けた者及び受けようとした者

(3) 本学の役員及び教職員等及び過去に本学の役員及び教職員等であった者

2 第1項に定める個人情報の対象者及び保護の対象となる個人情報の項目については、別表第1・第2に定めるものを含むが、これに限られない。

3 第1項に定める個人情報には、当該個人に帰属する情報の他、当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる、又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって識別できるものを含むものとする。

4 第1項に定める個人情報には、紙に記入若しくは印刷された情報の他、コンピュータ、光学式処理装置等により処理又は保存されているものを含むものとする。

第3条 削除

(責務)

第4条 本学は、個人情報の収集、利用、管理及び保存にあたり、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人の基本的人権を尊重し、プライバシーの保護に努めなければならない。

2 本学の役員及び教職員等並びに過去に本学の役員及び教職員等であった者は、業務上知り得た個人情報を利用目的以外に流用或いは第三者に漏えい又は流出してはならない。

第2章 個人情報保護委員会の設置

(個人情報保護委員会の設置)

第5条 本学は、本規程の目的を達成するため、法人に個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という。）、法人本部及び各大学に個人情報保護運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 各委員会の細部については、別に定める。

第3章 個人情報管理者の設置

(管理者の設置)

第6条 本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、学部長、学科長または学科主任、研究科長、センター所長、各事務部署の長、その他運営委員会が指名した者とする。

3 管理者は、所管する業務の範囲における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正又は削除の請求に関し、本規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。

4 管理者は、個人情報の取扱いに関し、保護委員会或いは運営委員会の助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限及び方法)

第7条 個人情報は、本学の教育研究及び業務に必要な範囲に限定して収集するものとする。

2 個人情報は、適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。

3 個人情報の収集にあたっては、あらかじめその利用目的を公表或いは本人に明示している場合を除き、その利用目的について本人に通知或いは公表しなければならない。

4 個人情報の収集は、思想・信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 当該情報を収集することについて、本人の明示的な同意があるとき。

(2) 法令の規定に基づくとき。

(3) 出版・報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつ止むを得ないと認めら

れるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 個人情報をその利用目的達成に必要な範囲を超えて利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 当事者または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要なとき。

第5章 個人情報の管理等

(適正管理)

第9条 管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏えい防止
- (3) 利用目的達成に必要な範囲内における個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の廃棄または消去

(学外への持ち出し制限)

第10条 個人情報は、原則として学外へ持ち出してはならない。ただし、正当な理由があると管理者が認める場合、又は個人情報を使用する業務を学外に委託するときは、この限りではない。

2 前項の業務委託を行う場合、管理者は、委託業者との契約において、個人データの安全管理のために講ずべき次の各号の措置を明確にしなければならない。

- (1) 個人データの漏えい又は盗用に関する事項
- (2) 個人データの再委託に関する事項
- (3) 委託契約期間に関する事項
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却若しくは削除に関する事項
- (5) 個人データの加工（委託契約範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止又は制限に関する事項

(6) 個人データの複写又は複製（委託契約範囲内のものを除く。）の禁止に関する事項

(7) 個人データの漏えい等の事故発生時の報告義務に関する事項

(8) 個人データの漏えい等の事故発生時の責任の明確化に関する事項

3 第1項の定めにかかわらず、教員が授業運営にかかる資料、試験答案、論文、レポート、その他の授業運営に必要な資料で、正当な教育活動の遂行に必要な場合は、学外持ち出し制限の適用除外とすることができる。

4 前項の場合、教員を当該個人情報にかかる個人情報管理者とみなす。

（第三者への提供に関する事項）

第11条 前条に定める業務委託の場合を除き、個人情報を第三者へ提供する場合、本人の同意を必要とする。

2 前項の第三者への提供を行う場合、管理者は、第三者との間で個人情報の保護に関する覚書（様式第1号）を締結することを原則とする。

（収集の届出）

第12条 本学の業務の遂行上、新たに個人情報を収集するときは、管理者は、あらかじめ次の事項を運営委員会に届け出て（様式第2号）承認を得なければならない。

(1) 名称

(2) 利用目的

(3) 収集の対象者

(4) 収集方法

(5) 記録項目

(6) 記録の形態

(7) その他運営委員会が必要と認めた事項

2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、管理者はあらかじめこれを運営委員会に届け出て（様式第2号）承認を得なければならない。

第6章 個人情報の開示

（個人情報の開示）

第13条 本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（様式第3号）を管理者宛に提出するものとする。

3 開示の請求があったとき、管理者はこれを開示しなければならない。ただし、第14条

に定める場合を除く。

- 4 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、管理者は、その理由を文書（様式第4号）により本人に通知しなければならない。

（個人情報の開示の制限）

第14条 個人情報が次に掲げる各号に該当する場合は、本人に対して個人情報を開示しないものとする。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、教育研究又は事務の適正な運営に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 開示することにより、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (4) その他、本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、保護委員会或いは運営委員会で開示が適当でないとは判断したとき。

（父母、法定代理人からの請求）

第15条 父母、法定代理人から開示請求があった場合は、管理者は、運営委員会の指示をあおぎ、当該本人に対する虐待ないし監護教育上の不利益や本人の同居する家庭内の配偶者間等の暴力事態を惹起する虞の有無を勘案しなければならない。

（開示等の手続きの周知）

第16条 個人情報の開示にあたって、運営委員会は、開示等の手続きについて本人に周知するとともに、閲覧場所等について十分配慮することとする。

（個人情報の訂正・利用停止・削除）

第17条 本人は、自己に関する個人情報の記録や取扱に誤り等があると認めたときは、管理者に対して、その訂正又は利用停止若しくは削除を請求（様式第3号）することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は利用停止若しくは削除に応じないときは、その理由を文書（様式第4号）により本人に通知しなければならない。

第7章 不服の申立て及び苦情処理対応

（不服の申立て）

第18条 個人情報の開示及び訂正又は利用停止若しくは削除の請求に基づいてなされた措

置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、運営委員会に対し、不服の申立て（様式第5号）を行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合、再度の申立てはできない。

2 運営委員会は、前項の規定により不服申立てを受けたときは、すみやかに審議、決定し、その結果を文書（様式第6号）により本人に通知しなければならない。

3 運営委員会は、必要があると認めるときは、本人又は管理者に対し意見の聴取を行うことができる。

（苦情処理対応）

第19条 運営委員会は、個人情報に関する苦情処理等についての窓口の明確化を図り、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

2 前項に対する取り組みは、全学で協力しなければならない。

第8章 懲戒及び損害賠償

（懲戒）

第20条 本学の教職員等がこの規程に違反した場合は、業務規則により懲戒又はその他の処分を行う。

（損害賠償）

第21条 前条により懲戒処分にされた者が本学に損害を与えた場合又は本学の役員並びに過去に本学の役員及び教職員等であった者が、この規程に違反し本学に損害を与えた場合は、その全部又は一部を賠償させることができる。

第9章 雑則

（関係法令の適用）

第22条 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈適用は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に従う。

（規程の改廃）

第23条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会の議を経て行うものとする。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行にともない、「個人情報保護に関する内規」は、廃止するものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月10日から施行する。